

BRINKS ETHICS & COMPLIANCE

ブリンクス 独占禁止・競争に関するグローバルポリシー

2025年1月

目次

1.	目的と用途	3
2.	競合他社	3
2.1	価格操作とその他取引条件に関する合意	3
2.2	市場分割	3
2.3	入札談合	4
2.4	ボイコット	4
2.5	不適切な情報交換	4
2.6	合併事業／競合他社への業務委託	5
2.7	事業者団体	5
3.	顧客やサプライヤーとの取引	5
3.1	支配的地位の濫用／独占 - 略奪的または排他的行為	6
4.	報告と問い合わせ	6

1. 目的と用途

独占禁止法は、自由で競争力のある市場を促進することを目的として制定されています。ブリックスは、独占禁止法をはじめとする世界各国のあらゆる競争法を厳格に遵守しています。独占禁止法に違反した場合は厳しい罰則を受けることになります。大半の独占禁止法違反は重罪であり、有罪判決を受けた場合、10年以下の懲役、個人に対しては最大100万ドル、企業には数億ドル規模の罰金が科せられます。更に、独占禁止法違反によって損害を受けた民間団体や個人は、被害額の3倍の賠償金を請求することができます。また、このような違反行為は、企業や個人にとって重大な風評リスクをもたらします。

前述の理由から、ブリックス全従業員は本方針を遵守し、違反が疑われる行為を避けなければなりません。本方針は、全世界のブリックス従業員、ブリックスに代わって働くすべての企業および個人に適用されます。

2. 競合他社

競合他社間のある種の協定や行為は、独占禁止法で禁止されています。ブリックスの従業員が、ブリックスを代表してビジネス上の意思決定や行動をする際には、競合他社との不適切な合意や、競合他社からの影響がないように常に注意する必要があります。また、競争上重要な情報を競合他社と共有することも禁じられています。

2.1 価格操作とその他取引条件に関する合意

ブリックスは、独自の分析、顧客の意見、公開された情報に基づき、独自に価格や追加料金を設定します。価格操作は自動的に違法となるため、競合他社とのやり取りには細心の注意が必要です。競合他社との何気ない会話や話し合いが、一見関係のない行為とつながり合わされ、価格を操作するための非公式な了解や協定として解釈される場合があります。このような事態を回避するため、競合他社とは、価格、入札、利益、値上げ、価格転嫁、税金、追加料金、割引、リベート、その他の販売条件などについて一切話をしないでください。また、値引き、支払条件、価格変更の時期や発表、価格計算や尺度の使用など、価格や販売条件に直接または間接的に影響を与える可能性のある内容について競合他社と話し合うことも禁止されています。

2.2 市場分割

ブリックスは、何らかの方法で市場を分割または配分するために競合他社と協定を締結または合意することを禁止しています。違法な市場分割は一般的には販売地域の地理的分割ですが、各サプライヤーへの一定の割合でのビジネスの配分や、特定の顧客または顧客タイプの振り分けも市場分割に含まれる場合があります。繰り返しになりますが、何気ない会話や話し合いが違法な市場分割として解釈される場合があるため、例えば異なる地域や

領域における市場状況、特定の顧客・領域・業務範囲に関する競合の計画、および、理由の如何を問わず競合回避について競合他社と話すことは避けるべきです。

2.3 入札談合

入札談合とは、競合他社が協力して、顧客の知らないところで、顧客からの承認を得ずに入札を行い、あらかじめ決められた価格で商品やサービスの契約を確保することや、「競合他社」が入札しない最低価格を設定して落札した企業が多く利益を得られるようにする仕組みのことで、自動的に違法となります。入札談合には様々な形式がありますが、競合他社との間で競合入札に関する了解事項があれば自動的に違法となるため、ブリンクス の従業員は、そのような取り決めがあると疑われるような状況を避ける必要があります。

顧客の要請に基づき、顧客の了解と承認を得て、競合他社と合同または一体型のサービスソリューションの入札を行うことは認められています。しかし、このような取り決めをする前に、倫理・コンプライアンスグループまたは法務部に相談してください。

2.4 ボイコット

競合他社の間で、顧客を切り捨てる、ベンダーを採用しない、第三者との支払条件を変更する等の合意をすることはできません。また、第三者との取引の有無に関するあらゆる側面で、競合他社と合意することも禁じられています。また、顧客やサプライヤーとの間で、他の特定の顧客やサプライヤーと取引をしないと合意することも独占禁止法において重大なリスクをもたらします。顧客やサプライヤーとの独占契約は許容できる場合もありますが、倫理・コンプライアンスグループまたは法務部による事前の検討が必要です。

2.5 不適切な情報交換

既存または潜在的な競合他社と競争上の機密情報を交換することは、不適切な契約の状況証拠となるだけでなく、一部の国の競争法ではそれ自体が違法となります。従って、競合他社の価格、追加料金、その他情報は、公的な情報源や特定の状況下にある顧客からのみ入手すべきであり、競合他社との話し合いやその他のやり取りから入手してはなりません。顧客は、価格引き下げの要求など自らの利益のためにこのような情報を提供する場合がありますが、自ら情報を求めたり顧客を利用して競合他社にこのような情報を提供したりしてはいけません。また、競合他社が情報提供の裏口として顧客を利用していることが疑われる場合には、それを拒否する必要があります。

競合他社との間で、直接的または間接的に、価格、入札、価格表、その他の機密情報を書面または口頭でやり取りすることは禁止されています。競合情報のやり取りは極めて慎重な対応が必要で、意図的でない場合でも違反行為となる可能性があります。このような状況に遭遇した場合、倫理・コンプライアンスグループまたは法務部に連絡してください。競合他社が当社顧客またはサプライヤーでもある場合では、当社に請求される価格や当社が請求する価格、その他販売条件について協議または合意することは必要であり、その特

定の関係に限り許容されます。このような情報の交換や使用は、その関係において必要な場合だけに限定し、社内で広く伝達しないでください。

2.6 合併事業／競合他社への業務委託

合法的で真正な目的をもった特定の合同事業や下請契約においては、競合他社と協働することができます。しかし、ブリックスがその市場で、既存または潜在的な競合他社と、合併事業や下請契約を結ぶ場合に、独占禁止法上の懸念が提起される可能性があります。よって、ブリックスが競合他社と提携しなくても単独で商品やサービスを提供できる市場である場合には、合併事業または下請契約を締結する前に、必ず倫理・コンプライアンスグループまたは法務部に相談してください。

2.7 事業者団体

事業者団体は、ビジネスに関連する話題について協議することを目的とした、個人または企業によって構成される団体です。事業者団体やその他業界団体は、正当な目的を果たすことができます。しかし、当社がこれらの団体に加入または参加した場合、下記のような注意を要する内容の話題が出るのが懸念されます。

- 価格、追加料金、手数料、その他請求金額
- 価格適用や価格変更の時期と金額
- 費用または利益
- 支払条件
- 価格設定方法、方針、計画（既存または新規）、戦略（倫理・コンプライアンスグループまたは法務部から事前に承認された場合を除く）
- 入札

事業者団体に加入するには、倫理・コンプライアンスグループまたは法務部からの承認が必要です。従業員は、倫理・コンプライアンスグループからの承認がない限り、業界団体への参加や加入ができません。承認を得て団体に加入した際には、倫理・コンプライアンスグループからの指示に従い、独占禁止法上の義務を確実に遵守すべく特別な注意を払う必要があります。事業者団体や業界団体の会合での予定されたプレゼンテーション、スピーチ、座談会出席については、倫理・コンプライアンスグループまたは法務部による事前審査が必要です。

3. 顧客やサプライヤーとの取引

ブリックスの従業員は、ブリックスが関連市場で大きなシェアを占めている国において特定の事業活動に従事する場合には慎重に行動し、事前に倫理・コンプライアンスグループまたは法務部に相談する必要があります。

3.1 支配的地位の濫用／独占 - 略奪的または排他的行為

独占禁止法では、市場支配力を持つ企業が競合他社を排除することを目的とした行為を禁止しています。「市場支配力」の定義は世界各地で大きく異なりますが、一部の国では市場占有率が20%程度の企業でも十分な市場支配力を持っていると考えられています。

このため、次に挙げる行為を実行する前に必ず倫理・コンプライアンスグループまたは法務部に相談してください。

- 抱き合わせ取引：顧客が本当に求めている商品やサービスを購入できるようにするために、顧客に別の商品やサービスの購入も要求すること
- 排他条件付き取引：顧客に商品やサービスをブリンクスからのみ購入し、ブリンクスの競合他社からは購入しないことを要求すること、またはサプライヤーにブリンクス以外に供給しないように要求すること
- 廉売：商品やサービスの価格を、その商品やサービスを提供するためのブリンクスの原価より低く設定すること（競合他社を市場から追い出すための試みととられる可能性がある）
- 互惠協定：ブリンクスから商品またはサービスを売り手が購入することを条件に、ブリンクスが売り手からの商品またはサービスの購入に同意すること
- その他、競合他社の市場への参入や拡大を阻害または防止するための行為

4. 報告と問い合わせ

独占禁止法上の問題には、捉えにくく、複雑で、わかりにくいものもあります。疑わしい場合には、自身で判断する前に、所轄の倫理・コンプライアンスグループ責任者に電話をかけるか、倫理・コンプライアンスグループのアドレス (Compliance@brinkscompany.com) にメールで連絡し、指示を仰いでください。違反に該当するかわからない内容について競合他社が話し始めた場合には、直ちにその会話を止め、自分はその情報を欲せず、提供されるべきではないことを相手に伝え、倫理・コンプライアンスグループまたは法務部に連絡し、指示を仰いでください。

法執行機関を名乗る人物から、面会、電話、電子メール、その他の方法で連絡を受けた場合、
- 直ちに法務部または倫理・コンプライアンスグループにその旨を伝えてください。

本方針または独占禁止法の違反に気付いた場合、または違反の疑いがある場合は、直ちに上司、法務部、倫理・コンプライアンスグループ、または倫理ホットラインに報告してください。

30 以上の言語に対応している倫理ホットライン (<https://brinkshotline.ethicspoint.com>) までオンラインで報告するか、お住まいの地域の対応可能なホットラインの番号に連絡してください。